

三島工業団地ニュース

No.5 令和7年8月1日

2-1

Vol.47 三島工業団地協同組合

8月1日～31日は「電気使用安全月間」です！！

毎年8月1ヶ月間は電気使用安全月間です。令和7年度は以下の5つを重点活動テーマとしています。

- 1 見えない電気の危険を知り、配線やコンセントを見直すことで感電・火災を防ぎましょう
- 2 自家用設備は、適切な保守点検と計画的な更新で電気事故の未然防止に努めましょう
- 3 受変電設備に立ち入る際は、事前に電気主任技術者に連絡しましょう
- 4 無資格者の電気工事は法令違反です。必ず電気工事士の資格を持った方に依頼しましょう
- 5 地震、雷、風水害などの自然災害に備え、日頃から電気の安全に努めましょう



三島工業団地ニュース

No.5 令和7年8月1日
Vol.47 三島工業団地協同組合

2-2

1. 組合事務局の“夏季休業日”について(再掲)

今年の夏季休業日は次の9日間です。

8月9日(土)～17日(日)

2. 団地構内“道路位置指定”の不備解消方法について

- (1) 団地西側、松毛川沿いの道路位置指定の不備解消については、団地構内道路全ての測量が必要になる可能性があることを5月22日(木)の通常総会で説明しましたが、三島市にて、当団地の意向を踏まえて検討いただいた結果、当団地として納得できる解消案が提示されました。
- (2) 7月7日の理事会で協議した上で、関係2社(田中産業様・富士精工様)の了承もいただき、次の解消案にて道路位置指定の不備を解消することが決定しました。
- (3) 三島市提示の解消案
下記、地図上の**道路A(位置指定不備部分)**と共に**道路B(富士精工様 北面道路)**を同時に位置指定から解除することで、団地内の全ての道路を測量しなくても位置指定の不備が解消可能となる。
道路Aだけを解除すると道路Bが袋小路として残る形となるが、袋小路は道路位置指定の基準が厳しく、袋小路となる道路Bの位置指定を残すには周辺道路(団地道路全体)の測量が必要となる。

- = 道路 A
- = 道路 B
- = 富士精工様 接道部分
- = 位置指定道路



- (4) 道路Bの解除による影響
 - ① 道路Bの位置指定を解除すると富士精工様の接道部分(公道などに接した長さ)が現在の58m程から15m程へ大幅に減少する。
 - ② 建築基準法では接道は10m以上あれば建蔽率や容積率の範囲内での建築は可能であり、今回の接道減少による建築上のデメリットはない。ただし敷地の出入口は15mの接道部分に設ける必要がある。
 - ③ 接道の件も富士精工様から同意をいただいたので、三島市提示案で位置指定の不備を解消する。
 - ④ 「道路B」は位置指定を解除しても団地内道路として今まで通り使用いただけます。

3. 松毛川の“浚渫工事”の進捗状況について

- (1) 松毛川の浚渫工事は「地域用水環境整備、水の都三島地区親水護岸整備工事」の名称で、3期のうちの第1期工事(川の上流部)が令和6年11月から令和7年6月末までの工期で開始された。工事の内容は川底の浚渫と土壌改良後の浚渫土を利用した護岸整備である。
- (2) 工事は、山本建設(株)にて川の水を抜いて川底の浚渫を始めたが、ヘドロの堆積量が予想以上に大量であったこと、川底が軟弱で思うように重機が川に入れないなどの事情から工事が難航し、その後、工期は令和8年1月13日まで延長された。また稲作期の到来により現状工事は中断しており、工事再開は10月の予定である。
- (3) 工事を発注した静岡県東部農林事務所農地整備課に問い合わせたところ、令和8年1月の完工は難しく、更に令和8年5月末まで延長する可能性が高い様である。
- (4) 結果として、第1期工事は2年を要し、第2期工事の開始は令和8年11月となる見込み。
第2期工事の工期も2年と考えると、当団地至近の第3期工事は令和10年11月開始が見込まれる。